

主な論点（案） 5～8、1に係る検討の視点（案）・参考

【主な論点（案）（抜粋）】

5. 訴え提起に向けた「加重要件」について

- 「訴え提起に向けた指示」を設ける場合で、自治事務の場合には、「違法であること」に加えて、「明らかに公益を害していると認めるとき」といった要件を加重すべきか。

検討の視点（案）

- 地方側からの訴え提起の場合、特段の加重要件はない。
- 「訴え提起に向けた指示」（論点4参照）は、地方自治法245条1項1号へに規定する「指示」であると考えられる。
→ 「訴え提起に向けた指示」を、国等からの訴え提起の前提として設ける場合には、地方自治法245条の3第6項（参考1参照）にてらすと、自治事務の処理に関する訴え提起の要件として、「明らかに公益を害していると認めるとき」といった要件を加重することが必要か。
- 「訴え提起に向けた指示」を設けるか否かにかかわらず、国からの訴え提起については、
「国等が是正の要求・指示を行った場合で、地方公共団体が不服申立期間等に不服申立等を行わなかった場合」という要件に加えて、
「明らかに公益を害していると認めるとき」といった要件も加重すべきか。（その場合、加重要件を設ける理由を、どのように整理するか。）
- 加重要件は、自治事務の処理に関する訴え提起の場合だけでなく、法定受託事務の処理に関する訴え提起の場合についても、同様に必要とすべきか。（その場合、加重要件を求める理由を、どのように整理するか。）

参考1 自治事務の処理に関する「指示」について
（地方自治法（抜粋））

（関与の基本原則）

第245条の3 略

2～5 略

- 6 国は、国民の生命、身体又は財産の保護のため緊急に自治事務の的確な処理を確保する必要がある場合等特に必要と認められる場合を除き、自治事務の処理に関し、普通地方公共団体が、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与のうち第245条第1号へに規定する行為〔指示〕に従わなければならないこととするものがないようにしなければならない。

**参考2 「代執行等」について
(地方自治法(抜粋))**

※ 波線部分の要件は、平成3年改正の際に加えられたもの。

当初の政府案では、代執行手続の迅速化の観点から、代執行に至る一環として求められる職務執行命令訴訟(太線部分)を不要とし、その代替として、波線部分の要件等を加えることが提案された。

(代執行等)

第245条の8 各大臣は、その所管する法律若しくはこれに基づく政令に係る都道府県知事の法定受託事務の管理若しくは執行が法令の規定若しくは当該各大臣の処分違反するものがある場合又は当該法定受託事務の管理若しくは執行を怠るものがある場合において、本項から第8項までに規定する措置以外の方法によつてその是正を図ることが困難であり、かつ、それを放置することにより著しく公益を害することが明らかであるときは、文書により、当該都道府県知事に対して、その旨を指摘し、期限を定めて、当該違反を是正し、又は当該怠る法定受託事務の管理若しくは執行を改めるべきことを勧告することができる。

2 各大臣は、都道府県知事が前項の期限までに同項の規定による勧告に係る事項を行わないときは、文書により、当該都道府県知事に対し、期限を定めて当該事項を行うべきことを指示することができる。

3 各大臣は、都道府県知事が前項の期限までに当該事項を行わないときは、高等裁判所に対し、訴えをもつて、当該事項を行うべきことを命ずる旨の裁判を請求することができる。

4・5 略

6 当該高等裁判所は、各大臣の請求に理由があると認めるときは、当該都道府県知事に対し、期限を定めて当該事項を行うべきことを命ずる旨の裁判をしなければならない。

7 略

8 各大臣は、都道府県知事が第六項の裁判に従い同項の期限までに、なお、当該事項を行わないときは、当該都道府県知事に代わつて当該事項を行うことができる。この場合においては、各大臣は、あらかじめ当該都道府県知事に対し、当該事項を行う日時、場所及び方法を通知しなければならない。

9～15 略

参考3 行政代執行法(抜粋)

※ 私人の行政上の義務に関し、履行を確保するための代執行手続を規定。

第1条 行政上の義務の履行確保に関しては、別に法律で定めるものを除いては、この法律の定めるところによる。

第2条 法律(法律の委任に基く命令、規則及び条例を含む。以下同じ。)により直接に命ぜられ、又は法律に基き行政庁により命ぜられた行為(他人が代つてなすことのできる行為に限る。)について義務者がこれを履行しない場合、他の手段によつてその履行を確保することが困難であり、且つその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、当該行政庁は、自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を義務者から徴収することができる。

【主な論点（案）（抜粋）】

6. 判決の執行力を担保する仕組みについて

- その必要性や具体的仕組みについて、どのように考えるか。

検討の視点（案）

- 判決の執行力を担保する仕組みが必要か。
 - ・ 司法判断という「権威」に、地方公共団体が従うことを期待するか。あるいは、期待しえないと考えるか。
 - ・ 国からの訴え提起の場合の義務付け等の判決について、執行力を担保する仕組みが特に求められる理由を、どのように整理するか。
 - ・ 行政事件訴訟法では、「義務付けの訴え」をはじめ、その規定する訴訟の判決に、執行力を持たせていない。
 - ・ また、損害賠償等の請求を地方公共団体に義務付ける訴訟（自治法242条の2第1項第4号）をはじめ、個別法で定められる訴訟においても、通常、その判決に執行力はない（例外として、職務執行命令訴訟（自治法245条の8）の判決は、代執行により担保されている）。
- 判決の執行力を担保する仕組みが必要と考える場合、具体的にどのような仕組みが考えられるか。
 - ・ 義務付け判決の場合、従わない地方公共団体の長等に対し、民事執行法の間接強制により、履行を促すことが考えられるか。→参考1
 - ・ 義務付け判決・差止め判決の場合、従わない地方公共団体の長等に対し、過料や刑事罰（罰金等）を科することにより、履行を促すことが考えられるか。→参考2（過料）、参考3（行政刑罰）
 - ・ 間接強制（金銭支払命令）、過料や罰金等は、義務付け訴訟等の被告となると考えられる長等に科すべきか。あるいは、長等の属する地方公共団体に科すべきか。
 - ・ 違法確認判決の場合、執行力の担保の仕組みを考える余地はないか。

参考1 民事執行法に基づく間接強制 （民事執行法（抜粋））

※ 私人（債務者）に対し、債務を履行することを、金銭支払命令により促すもの。

（間接強制）

第172条 作為又は不作為を目的とする債務で前条〔代替執行〕第1項の強制執行ができないものについての強制執行は、執行裁判所が、債務者に対し、遅延の期間に応じ、又は相当と認める一定の期間内に履行しないときは直ちに、債務の履行を確保するために相当と認める一定の額の金銭を債権者に支払うべき旨を命ずる方法により行う。

2～6 略

第173条 第168条第1項〔不動産の引渡し・明渡し〕、第169条第1項〔動産の引渡し〕、第170条第1項〔第三者占有の引渡し〕及び第171条第1項〔代替的作為・不作為義務〕に規定する強制執行は、それぞれ第168条から第171条までの規定により行うほか、債権者の申立てがあるときは、執行裁判所が前条第1項に規定する方法により行う。この場合においては、同条第2項から第5項までの規定を準用する。

2 略

参考2 行政上の義務履行確保制度：「過料」
（「執行罰」と「行政上の秩序罰」）

参考2-1 「執行罰」の例

- ※ 「執行罰」とは、行政上の義務の不履行に対して、一定額の過料を課すことを通告して間接的に義務の履行を促し、なお義務を履行しないときに、これを強制的に徴収するもの。
- ※ 行政執行法の下では、不作為義務、非代替的作為義務の不履行に対して一般的に認められていたが、行政執行法が廃止されたあとは行政上の強制執行制度として執行罰一般法が制定されることがなかったし、また個別法でも、現在、認めているのは砂防法だけである。

● 砂防法（抜粋）

第36条 私人ニ於テ此ノ法律若ハ此ノ法律ニ基キテ発スル命令ニ依ル義務ヲ怠ルトキハ国土交通大臣若ハ都道府県知事ハ一定ノ期限ヲ示シ若シ期限内ニ履行セサルトキ若ハ之ヲ履行スルモ不充分ナルトキハ五百円以内ニ於テ指定シタル過料ニ処スルコトヲ予告シテ其ノ履行ヲ命スルコトヲ得

第38条 此ノ法律若ハ此ノ法律ニ基キテ発スル命令ニ依リ私人ニ於テ負担スヘキ費用及過料ハ此ノ法律ニ於テ特ニ民事訴訟ヲ許シタル場合ヲ除クノ外行政庁ニ於テ国税滞納処分ノ例ニ依リ之ヲ徴収スルコトヲ得

② 略

参考2-2 「行政上の秩序罰」の例

- ※ 「行政上の秩序罰」とは、行政上の秩序に障害を与える危険がある義務違反に対して、刑法上の刑罰ではなく、過料という制裁を科すものである。

● 住民基本台帳法（抜粋）

- ※ 一般的な例。私人に対し、法令上の義務違反を理由に過料を科す。

第51条 偽りその他不正の手段により第11条の2第1項の規定による住民基本台帳の一部の写しの閲覧をし、若しくはさせた者又は同条第7項の規定に違反して、当該閲覧事項を利用目的以外の目的のために利用し、若しくは当該閲覧事項に係る申出者、閲覧者、個人閲覧事項取扱者及び法人閲覧事項取扱者以外の者に提供した者は、30万円以下の過料に処する。ただし、第46条の規定により刑を科すべきときは、この限りでない。

● 地方自治法（抜粋）

- ※ 普通地方公共団体の長等に対し、法令上の義務違反がある場合に、過料を科する例。

第159条 普通地方公共団体の長の事務の引継ぎに関する規定は、政令でこれを定める。

- ② 前項の政令には、正当の理由がなくして事務の引継ぎを拒んだ者に対し、10万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

第166条 略

- ② 第141条、第142条及び第159条の規定は、副知事及び副市町村長にこれを準用する。
③ 略

○ 地方自治法施行令（抜粋）

第131条 正当な理由がなくして第123条、第124条、第127条、第128条及び前条の規定による事務の引継ぎをしない者に対しては、都道府県に係る事務の引継ぎにあつては総務大臣、市町村に係る事務の引継ぎにあつては都道府県知事は、10万円以下の過料を科することができる。

● 労働組合法（抜粋）

- ※ 私人（使用者）に対し、不履行日数に比例して算定される金額の過料を科する例。

第32条 使用者が第27条の20の規定による裁判所の命令に違反したときは、50万円（当該命令が作為を命ずるものであるときは、その命令の日の翌日から起算して不履行の日数が5日を超える場合にはその超える日数1日につき10万円の割合で算定した金額を加えた金額）以下の過料に処する。第27条の13第1項（第27条の17の規定により準用する場合を含む。）の規定により確定した救済命令等に違反した場合も、同様とする。

参考3 行政上の義務履行確保制度：「行政刑罰」

- ※ 「行政刑罰」とは、行政上の義務違反に対して、刑法典上の刑名による制裁を科すものである。

● 独占禁止法（抜粋）

- ※ 一般的な例。私人に対し法律上の義務違反を理由に刑事罰（懲役又は罰金）を科す。

第89条 次の各号のいずれかに該当するものは、3年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処する。

- 一 第三条の規定に違反して私的独占又は不当な取引制限をした者
二 第八条第一項第一号の規定に違反して一定の取引分野における競争を実質的に制限したもの

- ② 前項の未遂罪は、罰する。

● 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（抜粋）

- ※ 地方公共団体の長等に対し、刑事罰（懲役又は罰金）を科する例。

第29条 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受け、又は間接補助金等の交付若しくは融通を受けた者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 略

第30条 第11条の規定に違反して補助金等の他の用途への使用又は間接補助金等の他の用途への使用をした者は、3年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第31条 次の各号の一に該当する者は、3万円以下の罰金に処する。
一～三 略

第32条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定のあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、当該法人又は人に対し各本条の罰金刑を科する。

2 略

第33条 前条の規定は、国又は地方公共団体には、適用しない。

2 国又は地方公共団体において第29条から第31条までの違反行為があつたときは、その行為をした各省各庁の長その他の職員又は地方公共団体の長その他の職員に対し、各本条の刑を科する。

● **国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（抜粋）**
※ 特定港湾管理者に対し、命令に違反した場合、罰金を科する例。

（改善勧告等）

第42条 国土交通大臣は、特定港湾管理者が管理する国際水域施設が次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該特定港湾管理者に対し、それぞれ当該各号に定める措置その他の必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

一～五 略

2 国土交通大臣は、前項の規定による勧告をしたにもかかわらず特定港湾管理者がその勧告に従わない場合において、当該特定港湾管理者が管理する国際水域施設の保安の確保のために同項各号に掲げる規定に規定する措置を確実にとらせることが必要と認めるときは、当該特定港湾管理者に対し、これらの規定に規定する措置をとるべきことを命ずることができる。

第61条 第7条第4項（第8条第4項、第30条第3項及び第38条第3項において準用する場合を含む。）、第11条第8項、第22条第1項若しくは第2項、第25条第1項、第32条第9項（第40条第4項において準用する場合を含む。）、第34条第2項又は第42条第2項の規定による命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

参考4 ドイツにおける判決の執行を担保する仕組み

(第2回会議資料1(斎藤委員提出)より抜粋(2ページ下から16行目以降))

行政庁が判決・決定内容(取消+原状回復命令、義務付け、仮の救済)を履行しない場合、間接強制—履行期日を定めて、それまでに履行がなされないと、強制金〔10000ユーロが上限〕を課す、反復して課すことも可—により履行を確保する途がある
〔行政裁判所法172条〕
〔州が監督措置に対する取消・義務付け判決に従わない場合にも利用可能〕

参考5 フランスにおける判決の執行を担保する仕組み

(第2回会議における飯島准教授の御説明を要約)

- アストラント(一般的な制度として)

判決執行に対する罰金強制の制度
(1980年に導入)

- アンジョンクシオン(一般的な制度として)
(作為命令・執行命令・指令判決と訳される)

行政裁判所が原告の請求に基づき義務付け判決を行い、これに罰金強制を付すことで判決の執行を担保

【主な論点（案）（抜粋）】

7. 国地方係争処理委員会等の審査・勧告について

- 国等からの訴え提起を考える場合、地方からの訴え提起の場合と同様に、国地方係争処理委員会等の審査・勧告を求める手続きを前置することとすべきか。

検討の視点（案）

- 地方側からの訴え提起は、審査申出が前置とされているが、国側からの訴え提起も、審査申出を前置とすべきか。
 - ・ そもそも、地方側からの訴え提起について、審査申出が前置とされている趣旨は、行政内部による簡易・迅速な解決を期待したためであるとされている。
しかし、国側からの訴え提起については、地方側が審査申出できるのにこれを行っていない場合になされるものであるから、国地方係争処理委員会等の審査結果に地方側が納得する可能性は極めて低いと考えられる。
このように考えると、審査申出を前置とすることとすれば、逆に、問題の解決を遅延させることになる、とも考えられる。
 - ・ 一方で、地方側からの訴え提起について、審査申出が前置されている利点として、「国地方係争処理委員会等の審査を経ることにより、当該係争の背景となっている状況や争点が明らかにされ、これらに対する同委員会等の判断も示されることから、裁判所における訴訟の進行にも役立ち、訴訟に要する時間の短縮にもつながる」との指摘もある。
このように考えると、国側からの訴え提起の場合も、審査申出を前置すべきであると考えられる。
- 現行の国地方係争処理委員会は、国に対してのみ勧告権限があるが、地方公共団体に対する勧告権限を持たせることが適当か。

参考 1 国地方係争処理委員会 （地方自治法（抜粋））

（設置及び権限）

第250条の7 総務省に、国地方係争処理委員会（以下本節において「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与のうち国の行政機関が行うもの（以下本節において「国の関与」という。）に関する審査の申出につき、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

（国の関与に関する審査の申出）

第250条の13 普通地方公共団体の長その他の執行機関は、その担任する事務に関する国の関与のうち是正の要求、許可の拒否その他の処分その他

公権力の行使に当たるもの（次に掲げるものを除く。）に不服があるときは、委員会に対し、当該国の関与を行った国の行政庁を相手方として、文書で、審査の申出をすることができる。

一～四 略

- 2 普通地方公共団体の長その他の執行機関は、その担任する事務に関する国の不作為（国の行政庁が、申請等が行われた場合において、相当の期間内に何らかの国の関与のうち許可その他の処分その他公権力の行使に当たるものをすべきにかかわらず、これをしないことをいう。以下本節において同じ。）に不服があるときは、委員会に対し、当該国の不作為に係る国の行政庁を相手方として、文書で、審査の申出をすることができる。

3～7 略

（審査及び勧告）

第250条の14 委員会は、自治事務に関する国の関与について前条第1項の規定による審査の申出があつた場合においては、審査を行い、相手方である国の行政庁の行った国の関与が違法でなく、かつ、普通地方公共団体の自主性及び自立性を尊重する観点から不当でないと認めるときは、理由を付してその旨を当該審査の申出をした普通地方公共団体の長その他の執行機関及び当該国の行政庁に通知するとともに、これを公表し、当該国の行政庁の行った国の関与が違法又は普通地方公共団体の自主性及び自立性を尊重する観点から不当であると認めるときは、当該国の行政庁に対し、理由を付し、かつ、期間を示して、必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を当該普通地方公共団体の長その他の執行機関に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

- 2 委員会は、法定受託事務に関する国の関与について前条第1項の規定による審査の申出があつた場合においては、審査を行い、相手方である国の行政庁の行った国の関与が違法でないとして認めるときは、理由を付してその旨を当該審査の申出をした普通地方公共団体の長その他の執行機関及び当該国の行政庁に通知するとともに、これを公表し、当該国の行政庁の行った国の関与が違法であると認めるときは、当該国の行政庁に対し、理由を付し、かつ、期間を示して、必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を当該普通地方公共団体の長その他の執行機関に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

- 3 委員会は、前条第2項の規定による審査の申出があつた場合においては、審査を行い、当該審査の申出に理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を当該審査の申出をした普通地方公共団体の長その他の執行機関及び相手方である国の行政庁に通知するとともに、これを公表し、当該審査の申出に理由があると認めるときは、当該国の行政庁に対し、理由を付し、かつ、期間を示して、必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を当該普通地方公共団体の長その他の執行機関に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

4・5 略

参考2 技術的な助言及び勧告並びに資料の提出の要求
（地方自治法（抜粋））

（技術的な助言及び勧告並びに資料の提出の要求）

第245条の4 各大臣（内閣府設置法第4条第3項に規定する事務を分担管

理する大臣たる内閣総理大臣又は国家行政組織法第5条第1項に規定する各省大臣をいう。以下本章、次章及び第14章において同じ。)又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関は、その担任する事務に関し、普通地方公共団体に対し、普通地方公共団体の事務の運営その他の事項について適切と認める技術的な助言若しくは勧告をし、又は当該助言若しくは勧告をするため若しくは普通地方公共団体の事務の適正な処理に関する情報を提供するため必要な資料の提出を求めることができる。

2・3 略

参考3 国の機関が地方公共団体に対し勧告権限を持つ例 (地方自治法(抜粋))

- ※ 自治紛争処理委員は、事件ごとに任命される機関であり、行政組織の上では、総務大臣が任命するものは特別の機関(国家行政組織法8条の2)と位置づけられる。
- ※ 勧告がなされる場合、対象は、都道府県の行政庁である。
- ※ 審査申出権者は、国ではなく、市町村長その他の執行機関である。
- ※ 勧告には、国地方係争処理委員会の勧告と同様、法的拘束力はない(勧告に示されたとおりの措置を講ずべく拘束するものではない。勧告一般に認められる尊重義務よりも強い義務を課し、紛争の解決のため必要な措置を講ずることが強く期待される立場に置くものである)とされている。

(審査及び勧告)

第251条の3 総務大臣は、市町村長その他の市町村の執行機関が、その担任する事務に関する都道府県の関与のうち是正の要求、許可の拒否その他の処分その他公権力の行使に当たるもの(次に掲げるものを除く。)に不服があり、文書により、自治紛争処理委員の審査に付することを求める旨の申出をしたときは、速やかに、第251条第2項の規定により自治紛争処理委員を任命し、当該申出に係る事件をその審査に付さなければならない。

一・二 略

2 総務大臣は、市町村長その他の市町村の執行機関が、その担任する事務に関する都道府県の不作為(都道府県の行政庁が、申請等が行われた場合において、相当の期間内に何らかの都道府県の関与のうち許可その他の処分その他公権力の行使に当たるものをすべきにかかわらず、これをしないことをいう。以下本節において同じ。)に不服があり、文書により、自治紛争処理委員の審査に付することを求める旨の申出をしたときは、速やかに、第251条第2項の規定により自治紛争処理委員を任命し、当該申出に係る事件をその審査に付さなければならない。

3・4 略

5 第250条の13第4項から第7項まで、第250条の14第1項、第2項及び第5項並びに第250条の15から第250条の17までの規定は、第1項の規定による申出について準用する。(後略)

6 第250条の13第7項、第250条の14第3項及び第5項並びに第250条の15から第250条の17までの規定は、第2項の規定による申出について準用する。(後略)

7～15 略

参考4 いわゆる「裁定的関与」の例

- ※ 一般的に、処分庁に上級行政庁があるときは審査請求のみが可能であり、上級行政庁のない場合、異議申立てのみが可能である（行政不服審査法5条・6条）。
- ※ 地方公共団体の長である市町村長、都道府県知事には、上級行政庁が存在しない。
- ※ 一方、地方公共団体のした私人に対する処分につき当該地方公共団体に不服申立てがなされた場合に、総務大臣（市町村の処分については都道府県知事）が審査庁又は再審査庁として審査するという制度がある（自治法244条の4第1項・第6項、255条の3）。地方公共団体の行為のコントロール手段としても機能するので、学説上は、これを裁定的関与と把握する。法定受託事務については、一般的に裁定的関与法制が存置された（自治法255条の2）。
- ※ 審査請求に係る裁決には、却下、棄却、認容の3つの種類がある（行政不服審査法40条、47条）。認容は、処分（事実行為を除く）に対する不服申立てに理由があるときに、当該処分の全部又は一部を取り消すという形でなされる。また、事実行為については、審査請求にあっては、審査庁の処分庁に対する当該事実行為の全部又は一部の撤廃命令と裁決におけるその旨の宣言でなされる。

● 地方自治法（抜粋）

- ※ 法定受託事務に係る裁定的関与の規定

第255条の2 他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、法定受託事務に係る処分又は不作為に不服のある者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対して、行政不服審査法による審査請求をすることができる。

- 一 都道府県知事その他の都道府県の執行機関の処分又は不作為 当該処分又は不作為に係る事務を規定する法律又はこれに基づく政令を所管する各大臣
- 二 市町村長その他の市町村の執行機関（教育委員会及び選挙管理委員会を除く。）の処分又は不作為 都道府県知事
- 三 市町村教育委員会の処分又は不作為 都道府県教育委員会
- 四 市町村選挙管理委員会の処分又は不作為 都道府県選挙管理委員会

● 公害健康被害の補償等に関する法律（抜粋）

- ※ 国の8条機関が裁決権限を持つ例

（異議申立て及び審査請求）

第106条 認定又は補償給付の支給に関する処分に不服がある者は、その処分をした都道府県知事に対し、異議申立てをすることができる。

2 認定又は補償給付の支給に関する処分に不服がある者のする審査請求は、公害健康被害補償不服審査会に対してしなければならない。

3 略

（設置）

第111条 第106条第2項及び石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）第75条第1項第1号の規定による審査請求の事件を取り扱わせるため、環境大臣の所轄の下に、公害健康被害補償不服審査会（以下この章において「審査会」という。）を置く。

【主な論点（案）（抜粋）】

8. 国等からの訴え提起等以外の方策について

- 国の是正の要求等に対し、地方公共団体がこれに応じず、審査の申出等も行わない場合、問題が解決されないまま継続するという課題の解決に資する方策※として、国等からの訴え提起等以外に、検討すべきものがあるか。
（※例えば、長に対する不信任議決の要件の緩和や、個別の地方公共団体の是正措置を規定する特別法の制定（憲法95条に規定する住民投票が必要）などが考えられる。）

検討の視点（案）

- もとより、地方公共団体における問題は、地方公共団体において自律的に解決されることが理想である。
そのように考えると、
 - ・ 地方議会や監査委員のチェック機能や、
 - ・ 選挙等を通じての住民の監視機能などが、発揮されることにより、問題が解決されるための方策が考えられないか。

参考1 不信任議決と長の措置に関する規定 （地方自治法（抜粋））

（不信任議決と長の処置）

- 第178条 普通地方公共団体の議会において、当該普通地方公共団体の長の不信任の議決をしたときは、直ちに議長からその旨を当該普通地方公共団体の長に通知しなければならない。この場合においては、普通地方公共団体の長は、その通知を受けた日から十日以内に議会を解散することができる。
- ② 議会において当該普通地方公共団体の長の不信任の議決をした場合において、前項の期間内に議会を解散しないとき、又はその解散後初めて招集された議会において再び不信任の議決があり、議長から当該普通地方公共団体の長に対しその旨の通知があつたときは、普通地方公共団体の長は、同項の期間が経過した日又は議長から通知があつた日においてその職を失う。
 - ③ 前二項の規定による不信任の議決については、議員数の三分の二以上の者が出席し、第一項の場合においてはその四分の三以上の者の、前項の場合においてはその過半数の者の同意がなければならない。

参考2 地方自治特別法の住民投票に関する規定 （憲法（抜粋））

第95条 一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

参考3 地方議会に関する規定
(地方自治法(抜粋))

[検査及び監査の請求]

第98条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の検査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）に関する書類及び計算書を検閲し、当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会又は監査委員その他法律に基づく委員会又は委員の報告を請求して、当該事務の管理、議決の執行及び出納を検査することができる。

② 議会は、監査委員に対し、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により本項の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）に関する監査を求め、監査の結果に関する報告を請求することができる。この場合における監査の実施については、第199条第2項後段の規定を準用する。

[意見書の提出]

第99条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる。

[調査権]

第100条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の調査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。次項において同じ。）に関する調査を行い、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。

②～⑯ 略

参考4 監査委員に関する規定
(地方自治法(抜粋))

第199条 監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。

② 監査委員は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により監査委員の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）の執行について監査をすることができる。この場合において、当該監査の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

③ 監査委員は、第1項又は前項の規定による監査をするに当たっては、当該普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び当該普通地方公共

団体の経営に係る事業の管理又は同項に規定する事務の執行が第2条第14項及び第15項の規定の趣旨にのつとつてなされているかどうかに、特に、意を用いなければならない。

- ④ 監査委員は、毎会計年度少くとも一回以上期日を定めて第1項の規定による監査をしなければならない。
- ⑤ 監査委員は、前項に定める場合のほか、必要があると認めるときは、いつでも第1項の規定による監査をすることができる。
- ⑥ 監査委員は、当該普通地方公共団体の長から当該普通地方公共団体の事務の執行に関し監査の要求があつたときは、その要求に係る事項について監査をしなければならない。
- ⑦ 監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、また、同様とする。
- ⑧ 略
- ⑨ 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。
- ⑩ 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。
- ⑪ 略
- ⑫ 監査委員から監査の結果に関する報告の提出があつた場合において、当該監査の結果に関する報告の提出を受けた普通地方公共団体の議会、長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員は、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとする。この場合においては、監査委員は、当該通知に係る事項を公表しなければならない。

第2条 略

②～⑬ 略

- ⑭ 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。
- ⑮ 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。
- ⑯・⑰

参考5 住民監査請求・住民訴訟に関する規定
(地方自治法(抜粋))

(住民監査請求)

第242条 普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある(当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。)と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実(以下「怠る事実」という。)があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共団体のこうむつた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

2・3 略

4 第1項の規定による請求があつた場合においては、監査委員は、監査を行い、請求に理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を書面により請求人に通知するとともに、これを公表し、請求に理由があると認めるときは、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員に対し期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

5～8 略

9 第4項の規定による監査委員の勧告があつたときは、当該勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員は、当該勧告に示された期間内に必要な措置を講ずるとともに、その旨を監査委員に通知しなければならない。この場合においては、監査委員は、当該通知に係る事項を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

(住民訴訟)

第242条の2 普通地方公共団体の住民は、前条第1項の規定による請求をした場合において、同条第4項の規定による監査委員の監査の結果若しくは勧告若しくは同条第9項の規定による普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関若しくは職員の措置に不服があるとき、又は監査委員が同条第4項の規定による監査若しくは勧告を同条第5項の期間内に行わないとき、若しくは議会、長その他の執行機関若しくは職員が同条第9項の規定による措置を講じないときは、裁判所に対し、同条第1項の請求に係る違法な行為又は怠る事実につき、訴えをもつて次に掲げる請求をすることができる。

- 一 当該執行機関又は職員に対する当該行為の全部又は一部の差止めの請求
- 二 行政処分たる当該行為の取消し又は無効確認の請求
- 三 当該執行機関又は職員に対する当該怠る事実の違法確認の請求
- 四 当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方に損害賠償又は不当利得返還の請求をすることを当該普通地方公共団体の執行機関又は職員に対して求める請求。ただし、当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方が第243条の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者である場合にあつては、当該賠償の命令をすることを求める請求

2～12 略

【主な論点（案）（抜粋）】

1. 総論について

- ① 国の是正の要求等に対し、地方公共団体がこれに応じず、かつ、審査の申出等も行わない場合、係争処理手続等が活用されず、問題が解決されないまま継続するという課題について、いかに考えるか。
- ② 国等からも訴え提起等ができる仕組みを考えるべきか。
- ③ ②の場合、地方自治の観点から、いかなる配慮が必要か。

検討の視点（案）

- 法治主義の観点から、いかに考えるか。
(法治主義は、法律による行政の原理（行政は法律に従わなければならない）という考え方であり、憲法の要請である権力分立主義の当然の帰結であると考えられるが、いかに考えるか。)
- 地方分権の推進の観点から、いかに考えるか。
(地方分権は、国から地方への権限移譲の推進、国の地方に対する義務付けや関与の整理・合理化、補助金等による財政統制の緩和を進め、地方の自主性・主体性を高めようとする取り組みである。地方分権が推進される中で、あるいはこれを更に推進する観点から、「国等からも訴え提起等ができる仕組み」を、どのように考えるか。)
- 国と地方の基本的関係、地方自治の観点から、いかに考えるか。
(「国等からも訴え提起等ができる仕組み」は、「国の関与」の新設ではないが、国と地方の基本的関係に関するものであり、地方自治の観点から、いかに考えるか。)

参考 地方分権改革推進法（抜粋）

(地方分権改革の推進に関する国の施策)

- 第5条 国は、国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、行政の各分野において地方公共団体との間で適切に役割を分担することとなるよう、地方公共団体への権限の移譲を推進するとともに、地方公共団体に対する事務の処理又はその方法の義務付け及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条に規定する普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与の整理及び合理化その他所要の措置を講ずるものとする。
- 2 前項に規定する措置を講ずるに当たっては、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない。

(財政上の措置の在り方の検討)

- 第6条 国は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保等の観点から、前条第1項に規定する措置に応じ、地方公共団体に対する国の負担金、補助金等の支出金、地方交付税、国と地方公共団体の税源配分等の財政上の措置の在り方について検討を行うものとする。